

### 3. 計画期間

この計画は平成 28 年度から 38 年度までの 10 年間とします。また、5 年目の平成 32 年度に、社会経済情勢や制度改革など、地域の状況の変化にあわせ、計画の見直しを行います。

### 4. 計画の推進

この計画に基づく取組みを推進するにあたっては、関係団体・機関等の相互の連携・調整を図り、毎年度の社会福祉協議会「事業計画」において、できることから位置づけ具体化を図ります。また、事業成果の評価により、計画の進捗管理に努めます。

#### ■PDCAサイクル

